

集团的消費者被害救済制度研究会（第八回） 議事要旨

1. 日時 平成 22 年 4 月 19 日（月曜日）16：00～18：15
2. 場所 消費者委員会 会議室
3. 出席者
（委員）
三木座長，朝倉委員，江野委員，大村委員，佐伯委員，佐藤委員，
中川委員，野々山委員，長谷部委員，山本委員
（事務局）
内田長官，田中次長，池本参与，品川参与，成田企画課長，
西川企画官，鈴木補佐
（オブザーバー）
磯辺オブザーバー，坂田オブザーバー
4. 議題
（1）論点整理（集合訴訟型について）
（2）その他
5. 議事の概要
（1）について
〔以下，委員・オブザーバー発言を ，説明者・事務局発言を と表記〕

坂田オブザーバーより，参考 2 に基づき経団連消費者法部会から集团的消費者被害救済制度に関する意見募集において提出された意見について説明

< 主な質疑等 >

経団連消費者法部会から出されている「被害類型ごとに救済のあり方を検討するに際しては，まず，既存の法制度で対応できないのか」等といった意見に対して，実情を述べたい。消費者被害に実務的に携わって感じることは，消費者被害は少額多数であるものが非常に多く，少額であるがゆえに既存の制度では救済が困難であることが多い。通常の訴訟では代理人の費用等の経済的負担が大きく，また精神的・時間的にも負担は重い。少額訴訟手続はあるが，少額訴訟では取扱いが困難な事案もある上，相手方が通常訴訟を望んだ場合は通常訴訟に移行せざるを得ないので，少額訴訟手続では十分な救済が図れない。通常訴訟の手続で少額多数被害を救済する必要性に鑑みると，集团的にどうやって救済するかという点の検討が不可欠である。

少額多数の被害の救済が難しいことは承知している。ただ、少額多数の被害を救済するための制度の対象がどんどん拡大していくことを懸念している。それゆえ被害類型を峻別して議論をしていくことは重要と思う。

事務局より、資料1に基づき集合訴訟の諸類型について説明

< 主な発言 >

(2) オプト・アウト型についてだが、の中で、判決の仕方として三つのタイプが紹介されているが、これは択一的なものではなく、三者いずれも選択できるのであり、その点を明記していただきたい。また、の執行の関係について、判決の仕方に応じて記載されているが、特に前の二つについて執行の主体は個々の消費者、個々の消費者から授権された手続追行主体に加え、個々の消費者から授権を受けなくても手続追行主体が執行できるようにも思われ、この点も検討課題としてもらいたい。なぜなら、個々の消費者から授権を受けなくても手続追行主体が執行できることは判決の主文の書き方によって十分あり得るものであり、また、集合訴訟の必要性における自ら訴訟をしない消費者をどう救済するかという問題は、執行の段階でも同じであるように思われるからである。さらに、の三段落目には分配手続の主体が書いていないが、これは、手続追行主体と考えてよいと思われるので、この点明記すべきではないか。

二段階型について、二段階型のには「確認する判決」とあるが、ブラジルでは、一段階目の判決は概括給付判決とされているから、確認判決ではなく概括給付判決も認めるべきではないか。また、「二段階型においても、公告前に訴訟追行許可…」とあるが、一段階目の判決の後に公告をする前提で記載されており、公告前というのは、いつの時点か不明確である。「訴訟審理前」の誤記ではないか。さらに、二段階型のにある「簡易な手続」とは具体的にはどのようなものをイメージしているのか伺いたい。

二段階型のについての御質問について、二段階型の場合、御指摘のとおり、一段階目の判決はブラジルでは概括給付判決という給付判決の一種ではないかといわれているが、資料1において確認判決と記載した理由は、概括給付判決が我が国で可能かということ、なかなか例がなく難しいところ、訴訟の中間段階で確認判決をすることは困難であるかもしれないが、少なくとも確認判決自体は制度として存在するので、記載したものである。一段階目の判決の判決効について、実態としては、片面的に拡張しているようなところがあり、給付判決についてそのような判決効を定めることはハードルが高いことも踏まえ、確認判決と記載したものである。

簡易な手続について、具体的な案があるというものではないが、これまでの議論で出てきたように、破産法の債権確定手続のような何らかの簡易な手続は考え得るのではないかという意見を踏まえたものであるが、債権確定手続では、管財人がそれなりに調査意見を述べているという実態がある。そうすると、管財人に当たる役割を誰が担うのか等も考える必要があると思われる。また、破産法の債権確定手続は最終的には訴訟になることが予定されており、その点も考慮する必要がある。

訴訟追行許可の審理の時期に関するお尋ねについては、公告前というよりも、一段階目の判決前に訴訟追行要件について審理する段階を作ることもあり得るのではないかということである。例えば、二段階型の訴訟であっても、手続行使主体の適格性等の要件が定められることがあり得るので、その判断を実体審理に先立って審理することは考えられるという趣旨であり、「公告前」は誤記載である。

モデル案として出すのであれば、委員から出た意見は検討していただきたい。

関連するが、二段階型の にある「簡易な手続」について、カナダの制度を調べたことがあるが、カナダの制度を見ると、アメリカのクラスアクションよりも条文で詳しく規定されている。条文だけでははっきりしないところもあるが、現地で聞くところによると、例えば退職した裁判官、弁護士あるいは大学教授などをスペシャルマスター（臨時の補助裁判官）として任命し、裁判所ができるだけ経済的観点を考慮しつつスペシャルマスターに手続を委任するやり方があるようである。

また、2 ページの総額判決について、英米法国では総額判決が制度的にあり、カナダのケースだと、被害金額の算定以外の争点について決着がついている場合等の条件の下で、個々のメンバーによる被害額の立証がなくとも損害額を算定できるとの規定が存在しているが、総額判決の実例までは探せていない。そこで、諸外国の実例があれば教えていただきたい。

当方では総額判決の実例は現時点では、把握していない。

理解する限りだが、アメリカもカナダも日本でいわれるところの総額判決というものの例はなかなか見つからない。実例がないから選択肢に挙げてはいけないというわけではないが、世界中のどこにもない制度を選択肢に挙げているのか、それともどこかの制度をモデルとしているのかという議論はいずれしななければならないように思われる。

オーストラリアには法令上総額判決の規定がある。実例があるかどうかは分からないが、総額判決は、およそ実行可能ではない制度とまではいえないうように思われる。

総額判決の意味について、日本でいわゆる総額判決といわれるものは個々の被害者や被害額の特定は判決段階でせず、その特定は執行段階で行うというものであるが、そういう意味での総額判決が規定としてあるかどうかはよく分からない。いずれにしても、人によって総額判決のイメージが違っており、中身も明確ではないという点に留意すべきであるように思われる。

A オプト・アウト型や二段階型の執行の主体について、資料に示されているように、個別の執行に委ねるものや執行主体に特別な授權を要するものには限られず、特別な授權がなくとも手続追行主体が執行の主体となることは、制度の選択肢としては十分に考えられる。例えば、選定当事者制度において選定当事者に執行権限があるかどうかについては議論があるところではあるが、近時、反対の説が主張されているが、少なくとも従来通説では選定当事者に対して特別な授權がなくとも執行権限があるという理解である。理論的な説明の仕方としては、当初の段階での授權において執行段階の授權が含まれているとの考え方など、いろいろと考えられる。

B 二段階型 について、届出をした者に一段階目の判決効が有利にも不利に及ぶという記載の意味について、責任原因だけについて判断を行う場合、不利にも及ぶというのはアプリオリには考えられないのではないだろうか。つまり責任原因が認められて有利な判断がなされたからこそ、その後の届出手続が行われるのであり、不利にも及ぶということは想定できないのではないだろうか。ただ、計算方式を示す判決方式を示す場合、より有利な計算方式が当事者にあったとしても、それを主張できないという意味で不利にも及ぶというものであればあり得るようにも思われるが、このような理解でよいだろうか。

C 二段階型 の調停について、調停ないし ADR を第二段階で採用することは考え得るところ、二段階型 では簡易な手続とあり、より抽象的な書き方であるが、二段階型 でも個人的には調停に限ることなく別途の簡易な手続、例えば破産手続で取締役等の責任を追及する査定手続のような手続で、第一段階の手続を書面手続で行い、異議のある当事者が異議を述べた上で判決手続に移行するという選択肢は考えられるのではないだろうか。調停とすると、当事者は期日に出てこなければならず、それは消費者にとって負担となり得、書面で終えられるのであればその方が望ましいように思われ、書面手続前置というものも考えられるように思われる。

D 二段階型 の位置付けについて、このような分類もあり得るよう思われるが、オプト・アウト型との関係（とりわけ計算式判決方式）において、理論的に見れば、二段階型 はオプト・アウト型において計算式判決方式と平行な関係で責任原因だけを確定するという考え方という形でオプト・

アウト型の一つとして位置付けられるのではないだろうか。あるいは、二段階型 では一段階目の判決として責任原因判決とともに計算式判決方式も認めそれを二段階型と位置付けるのであれば、オプト・アウト型から計算式判決方式を外して、二段階型 に入れることになるのではないだろうか。そういう意味でこの類型分けは中途半端なようにも思われる。

B について、二段階型 にある の判決効については、委員御指摘のとおりである。表現方法については、今後検討していきたい。

C について、二段階型 でも二段階型 でも、調停あるいは債権確定手続という両方の手続が選択肢としてあり得るということである。また御指摘いただいた点については検討していきたい。

二段階型 の集合的な調停について、集合的とは代表当事者がオプト・イン的なものがあつた上で何らかの形で代表的に調停するのか、あるいは他の意味での集合的な調停だろうか。例えば韓国で行われている集合的調停のようなものを想定しているのだろうか。そうだとすれば、当事者全員が調停に出席するものではないが、どうだろうか。

具体的なイメージを特定の一つの制度に決めて資料を作成したわけではないが、御指摘にあつた他の意味での集合的な調停という理解でかまわない。

山本委員の御指摘と同様に、二段階型 はオプト・アウト型のヴァリエーションとして分類するのが適切であるように思われる。そもそもオプト・イン型なのかオプト・アウト型なのかという区別は、クラスメンバーに対して判決の効力が有利にも不利にも及ぶことについて、何らかの届出等が必要なのか、それとも当然に及ぶのかという観点に着眼した分類である。共通争点に関する判決を出して、その後、個別的な権利の実現について執行方法に工夫をするのか、集合的な調停等を採用するのかは別の論点ではないだろうか。そういう意味では、どの類型であろうと、共通争点の審理と個別の権利の執行という二段階があるといえるのではないか。仮に類型を分けるのであれば、判決の効力についてのみ着目すればよいのではないだろうか。

また、二段階型 について、届出をしなかった者がいる場合、ブラジルでは有利な場合にのみ及ぶという片面的な効力拡張であるとの説明を伺っており、訴訟担当ではないようである。そうだとすると、二段階型 は訴訟担当以外のものであつて、第一段階の手続は、個々の権利者の損害賠償請求権が訴訟物となっていないものという位置付けになるのではないだろうか。

共通争点の審理の後、個別の執行があるとの発言であつたが、共通争点の審理の後に個別争点の審理があると思われるが、共通争点の審理を一段階目とし、二段階目に個別争点の審理手続が含まれるように思われる。集合的調停についても個別の執行だけを扱うというものではないように思われ、その

意味で、一つの手続構造の中で完結するオプト・アウト型とは違うようにも思われるが。

そのような理解もあるように思われるが、例えばオプト・アウト型でもサブグループに分ける場合は、一つの手続の中で共通争点をまず整理し、更に個別争点をサブグループごとに審理することはあり得ると思われる。

あくまでも資料はこのような整理もあり得るというものでなされたものであり、いい悪いというものではないように思われる。

二段階型 と二段階型 について、一段階目の から の部分については二つの考え方があり、以降についての個別の審理の選択肢は、いずれとも組み合わせられるという理解でよいだろうか。

二段階型 について、集合的調停について、具体的にどういうものがイメージされているのか次回以降にでもイメージを示していただければ、詳細な検討がしやすいのではないだろうか。例えば、申出の際に被害者であることを示す資料を添えて相手方に通知し、そこで、被告には一定期間内に争うかどうかの回答を求め、争わない場合には債務名義を作成して支払手続や執行手続に進み得るとする。一方、被告が争う場合には、例えば査定手続等を行い、裁判所が何らかの見解を示すということもあり得るのではないか。それでも更に争うとなると訴訟手続に進むのだけれど、大多数の申出は裁判所が見解を示すような段階で解決するのではないだろうか。資料ではそこまで詳細には書かれていないが、消費者被害の特性に応じ、簡易でかつ裁判所の権威をうまく利用したモデルを一つの選択肢として示すのもよいのではないかと個人的には思う。

また、二段階型 の簡易な手続について、破産手続類似の規定という話も出ているが、例えば、手続管理人のような者が、破産管財人のように債権の認否をして手続を進めていくこともあり得、その後異議が出た場合は査定手続や訴訟手続になり得るのではないだろうか。

御質問にあった二段階型についての組み合わせは資料のとおりの流れではなく、いろいろな組み合わせや御意見として出たものも考えられるのではないかとと思われる。

二段階型について、一段階目は比較的イメージしやすいが、二段階目についてはなかなかイメージしにくいように思う。既存の制度でブラジルでは制度として特に設けてはいないが、事務局としては唯一の案というのではなく、集合的調停について示したもののように思われる。知る限りでは、韓国では集合的調停の制度が存在しており、また、施行されなかったがイタリアの 2007 年法では、二段階目で集合的調停とするものがあり、イメージのモデルとなるかと思う。イタリアの法案では、調停といっても当事者の代表者

が行うわけであるが、当然被害者には調停前に被害者に呼びかけて公告をするようであり、不調に終わった場合には、拘束力のない調停案を出すものであったようである。

先ほど発言のあった二段階目の管財人的な機関について具体的なイメージがあれば教えていただきたい。

定まった案があるわけではないが、例えば、第一段階の代表原告を、裁判所が第二段階の事務管理人として選任し、被害弁償を希望する消費者は、期間内に被害金額と被害者であることを示す証拠とともに事務管理人に申し出る。事務管理人は各消費者についての認否表のようなものを作成し双方に通知する。双方に異論がなければ形式は何であれ簡易な債務名義を作成する。不服がある場合は裁判所に査定の申立てをして、その先は倒産手続における査定手続と同じようになり、訴訟となる場合もあり得るといったようなイメージは考えられるように思われる。

今の例は、個人の争点がバラバラの難しい事例の想定ではなく、共通の被害を受け個別の争点が少なく被害者個人も容易に特定可能という事例を主とした想定であり、あらゆる事例に対応するものではないという理解でよいだろうか。非訟で始まり異議があれば訴訟に移行するものは、まず異議がほとんど出ない事案を想定して作らないと意味がないように思われるが、どうだろうか。

各被害類型によって考えていく必要はあると思う。

手続的な観点からは、破産手続の場合、破産管財人が被告となるわけだが、査定とか訴訟になった場合、被告が誰となるかはポイントであるように思う。査定等の段階で加害者が手続に関与しないとするのは、総額判決のように、被告に総額でどの程度ダメージを与えることが決まっているものでないと、加害者を関与させない手続は採れないように思う。加害者が相手方となり、査定手続の第一段階にADR的なものによって、事務管理人が前提的な査定を行うことは一案であるように思う。

いずれ研究会の報告書に選択肢を示す段階で、この点も盛り込むとすれば、もう少し詰めた議論が必要になるかと思う。

韓国の手続について、韓国消費者院の集会的調停では、被害にあった消費者は出席せず、基本的に書面審理で行っている。また、集会的調停の効力は手続に参加した消費者に及ぶ。また、直接的効力ではないが加害企業に対し調停の不参加者に対する弁済計画を出させて履行を担保している仕組みがあると聞いている。

裁判所の権威をうまく使うという話があったが、関連して民事調停法第17条にある調停に代わる決定と同様の手続を参考にすることができるのではという印象はある。

一点伺いたいが、総額判決との関係で、実際アメリカのクラスアクションはほとんど和解で解決するという話であるが、判決に至った場合、判決において被害者一人一人の住所氏名や金額を書くのだろうか。

知る限りではあるが、アメリカのクラスアクションの研究者に聞いても1件も請求を認容した判決は今のところ見つけれないとのことである。

A 資料での整理の仕方であるが、オプト・アウト型の中でも考え方が違い、いくつかの類型に分けることができると思われるので、二段階型の手続を二つに分けるのであれば、オプト・アウト型もいくつかの類型に分けるほうがよいのではないだろうか。

B 二段階型について、二段階目の手続はいくつか考えられるところ、簡易な手続と調停は相反するものではなく、手続としては他にもいろいろな形が考えられるように思われる。一段階目の手続については、二段階型は、片面的に判決効が及ぶという理解であり、だからこそオプト・アウトの手続を不要としていると思われるのに対し、二段階型は片面的効力ではなく、有利にも不利にも判決効が及ぶとしているので、二段階型と二段階型は異なる手続を想定しているように思われる。ただ、これらの手続をいずれも二段階型として整理することはあり得るのだろうと思う。

C オプト・イン型について、メリットを議論する上では、現行の選定当事者制度にプラスアルファがあるとすればどのような点かを踏まえるべきであり、おそらく手続追行主体が請求権を有しない団体等に認め得ることや、個々の消費者から提訴前に授權がなくとも訴訟提起が可能ということに相違点があるように見受けられるが、選定当事者制度との関連の視点から整理すべきではないだろうか。

D 強制執行について質問だが、オプト・アウト型で授權なく手続追行主体が強制執行することができるという話が出たが、この点で個々の消費者は執行できないことが前提なのだろうか。個々の消費者も強制執行の申立てをすることが可能であることを前提とするのか、個々の消費者は強制執行の申立てをすることができないことを前提とするのかを整理すべきであるように思う。仮に個々の消費者が強制執行の申立てをすることが可能であり、手続追行主体も執行手続を追行できるとすれば、両手続の関係を整理することが必要になると思われる。

個人的には、選定当事者制度の執行については、いくつかの考えがあると認識しており、個々の消費者は執行できないと理解するものもあるだろうが、

多くの考え方としては個々の消費者も執行できると考えている。理論構成として一種の執行文の付与（承継執行文又は転換執行文）によって選定者も執行できるという議論や，判決後に選定行為が撤回されるという議論があったと記憶している。オプト・アウト型ではおそらくこのような理解をすれば消極的な形で授権がされているというような一種の任意的訴訟担当として説明していくのではないかと理解している。一方，法定訴訟担当とすれば何か実体法上の説明が必要になるように思う。

オプト・アウト型を任意的訴訟担当と理解するのは難しい印象があり，法定訴訟担当の要素が強いと個人的には考えている。

事務局より，資料2に基づき集合訴訟の諸類型の長所と課題について説明

<主な発言>

前回は指摘したが，オプト・アウト型だけ課題を挙げすぎであり，整理すべきではないか。資料2 オプト・アウト型の課題にある は集団的な訴訟制度を作ろうとしているのにそれを否定するかのよう内容であり，課題とすることはいかなるものかと思われる。また， は他の類型にも当てはまるものであり，オプト・アウト型に限ったものではないのではないだろうか。

， ， は同じことであり整理できるように思われる。

個人的にはオプト・アウト型が必要と考えており，基本的な考え方を述べる。まず裁判を受ける権利との関係が問題視されるが，集団的消費者被害の救済制度を作る出発点とはそもそも何かということに目を向けていただきたい。被害を受けている消費者は現行の制度では実質的に裁判を受ける権利が保障されていないことが出発点であると考えており，しかるに裁判を受ける権利の観点から，実質的に裁判を受ける権利を保障する方策を放棄してしまうことは問題があるように思われる。どのような類型において実質的に裁判を受ける権利がないかということ，訴訟をできないような状態，つまり訴訟を起こすことをためらうような類型の場合がそれに当たり，この視点からきちんと制度設計をしなければならないように思う。実質的に裁判を受ける権利がない類型とは，弁護士に事件の依頼をすることをためらうような類型が当たり，日弁連の要綱案ではおよそ消費者被害はそのような類型であるとしているが，個人的には一定の低額の事件が当たると考える。低額の事件とは，よく言われるところの「腐った権利」ではない。そのような正に権利行使そのものをしないというものではなく，訴訟をする（弁護士に依頼をする）ということのためらうものも含まれる。そのような観点から金額は考えるべきであり，例えば簡易裁判所の事物管轄の範囲や少額訴訟の上限額が参考にな

るのではないだろうか。仮にこのような低額の部分についてオプト・アウト型を認めるとなると、資料2で課題として挙げられているものは一定程度克服できると考えている。

資料2のオプト・アウト型の課題 から にある総額判決について、各被害者の損害金を基本的には積み上げたものであり、不当な利益を吐き出させることではなく、ベースにあるのは被害者の損害金があり、積み上げを統計的に行ったり、概算的、推定的に行ったりすることは許容されることもあり、このような視点から検討すれば、課題は克服できるようにも思われる。

課題があるならば、書かざるを得ないと思うが、資料2のオプト・アウト型の課題 と は、総額判決を認める場合の問題点であり、オプト・アウト型であれば必ず総額判決を認めなければならないというものではないように思われる。また、 は担当者として給付されているという説明が可能ではないだろうか。分配手続において手続追行主体が行うことや管理人が行うことも考え得るものであり、 から の課題はオプト・アウト型ゆえの課題というわけではないように思われる。

オプト・アウト型に選択肢として総額判決を記載しているため、総額判決にかかわる課題を掲げており、オプト・アウト型だからといって常に問題となるわけではないのは、御指摘のとおりである。

オプト・アウト型で総額判決を明らかに認めないとしているのはノルウェーの併用型における少額オプト・アウトだが、それは判決段階ですべての権利者を特定しなければならないとするものである。オプト・アウト型ですべからず総額判決を認めなければならないわけではないことは、そのとおりと思われる。

資料2のオプト・アウト型の課題 総額判決といっても、論理的には個々人の損害金の積み上げを無視してはできないように思われるので、総額判決は個々人による被害額の立証がいらなくらいに明白な限られた事例でのみ行えるもののようにも思われる。

また、オプト・アウト型では構成員の手続保障に問題があるという議論はもっともであるけれども、裁判所へのアクセスが閉塞している、すなわち手続保障がゼロの状態から、これを少しでも引き上げる方策としてオプト・アウト型が考案されているという観点も忘れてはならないように思う。

個人的に制度設計上の課題で重要と思われるのは、オプト・アウト型では、訴訟手続に出てこない個々の消費者に不利益が及ぶ場合があり得るので、この点をどのように説明するかということになるだろう。

いくつかの法律構成があり得るように思われるが、先ほどの話にもあったように法定訴訟担当と考えるのか、任意的訴訟担当と考えるのかが問題のように思われる。

法定訴訟担当は、法律で定めれば何でも訴訟担当が創設できるというものではなく、背後に実体法上の管理処分権の関係があって初めて、訴訟に出たこない人に対して不利益な効果を及ぼし得る実質的な根拠となると思われるのでそのような関係がオプト・アウト型でも考えることができるかどうか検討すべきである。

任意的訴訟担当は通知・公告を受けたにもかかわらず、なんら対応を行わない場合には授權があったものとみなして消極的な態度での授權を容認することになる。このような制度は現行法上まったく存在しないものではないように思う。先ほど任意的訴訟担当での構成は難しいという発言があったが、難しいことは難しいが不可能ではないだろう。ただその場合は、通知・公告の手續が非常に厳格にならざるを得ず、何ゆえに消極的な態度での授權を肯定できるかの説明は難しいものがあると思う。

また、判決効を及ぼす場合に、訴訟担当の側からアプローチするのではなく、対世効の側からアプローチすることはあり得るのではないかとと思われる。例えば、人事訴訟等のような例外的な局面ではまったく当事者として現れていない者に対しても敗訴判決の効力が及ぶ場合が認められている。このような場合であっても当然に及ぶということではなく、身分関係の確定と類比されるような強い必要性が認められるがゆえのものであるが、他方で学説上いわれているような代替的な様々な手續保障、例えば弁論主義や処分権主義を一定程度限定することや、詐害的な訴訟追行があった場合には詐害再審を認める等といった、代替する手續保障を消費者に与えていくことを考える必要はあるように思う。このような点は資料にも挙げられているが、オプト・アウト型を採用する場合には資料2 オプト・アウト型の課題の から 等に書かれているようなことをどうようにして整理・説明できるかが最大のポイントのように思う。

他方、二段階型については、問題が異なるものであるが、実質的には判決効を片面的に確定するものであるだろう。確かに届出をすれば有利にも不利にも拡張するのは当然であるが、届出をしなければ拡張せず、届出をするかどうかは消費者が選択できるものである。つまり自分に不利だと思えば届出をせずに別途個人で訴訟を追行する権利が認められるということは、片面的に拡張しているといわざるを得ないのではないだろうか。そうだとすれば、問題となるのは相手方との関係であり、被告が勝訴した場合は他の消費者に対して同じ主張ができないにもかかわらず、被告が敗訴した場合には、すべ

ての消費者に対して負けたことになるということをどうやって説明するのかとなるように思う。片面的拡張については学説上様々な主張がなされているが、一定の場合に肯定してもよいとする考えもある。ただ、集合訴訟の局面で同様の説明が可能なのかどうかは、被告の手續保障との関係からこのような片面的拡張が認められる場合、資料2の二段階型の課題に書かれているように、再度争うことができなくなる不利益が発生することもあり得、消費者が別途請求することが考えられないような類型にこのような方法が認められるのではないかとも思われるが、この点も含めてどのように限定していくのかは今後の問題であり高いハードルのように思われる。

個人的にはオプト・アウト型については消極的な授権で説明できるようにも考えられると思うが、その場合、通知・公告はかなり重たいものになってしまう可能性もある。対世効で議論されているような補充的な手續保障を噛ませて通知・公告の部分がある程度緩めることが一般的な理解を得られるのであれば、試みる価値はあるように思われる。

また、二段階型については、判決効の片面的拡張を正面から打ち出すことは一つの考え方であると思うが、他にも片面的拡張が要請される場面はあり、民事訴訟法の一般理論に影響を及ぼし得るものでもあるので、なぜ、この場合だけかということの説明は困難な印象を持っている。ただ、フランスのように一種の中間判決的に原因確定を捉えて、その後個々の消費者が何らかの形で参加してくるといった既判力の拡張と捉えずに羈束力（あるいは自己拘束力）という別途の効力として捉えていくこととすれば、理論的ハードルは判決効の拡張よりも高くないと思うが、まだ考えはよくまとまっていない。

事務局より、資料3に基づき集合訴訟の諸類型と集团的消費者被害事例について説明

オプト・アウト型の通知・公告に関連して会社更生などで行っている新聞での広告費用を参考に挙げてみると、全国紙3紙に広告を掲載する場合約1,200万円、全国紙2紙と地方紙5紙の場合2,000万円超、全国紙4紙（朝刊2回掲載）の場合3,500万円超かかっている。もちろん内容や量による部分もあり、新聞広告とはまったく別の安価な通知・公告（広告）方法もあり得るのかもしれないが、集合訴訟においては複数回公告（広告）しなければならない場合もあるように見え、掲載の内容も多岐に渡る可能性もあり、新聞に掲載する広告の費用は会社更生の場合よりも高くなるのではないだろうか。

資料3の別表であるが、表には想定される消費者の規模のうち、実際に提訴する消費者がいかにか少ないかという点を加えるべきではないだろうか。例えば、インターネット上の個人情報流出の事例では、被害者が数万人のうち、実際提訴したのは数人であったように記憶している。このような観点からすると、ほとんどの消費者は被害にあっても裁判にアクセスできていない手続保障がゼロの状態から引き上げる方策を考えないといけないのではないだろうか。たとえ個人で訴訟ができなくても他の者が訴訟をすることで、仮にその訴訟で敗訴したとしても、いずれ消滅時効により権利行使できなくなるよりは、まだましではないかという議論はあり得るように思う。この場合、消費者から手続追行主体に対して損害賠償請求等により敗訴した責任を追求することは理論的にはあり得るが、実質は無視してもかまわない程度のように思われる。

また、二段階型の判決効が片面的に拡張されるのかという議論について、実際上の問題として事業者としては手続追行主体との間では、勝訴したとしても消費者から個別の訴訟を起こし直される危険性は想定できるが、消費者被害の事案において過去どれほど訴訟が起こされたかということを考えると、神経質になるほどの数の訴訟は提起されないように思われる。また、こういった制度がなければ消費者からの数千・数万の訴訟に個別に対応せねばならず、一回的解決に資する制度があるならば、事業者にとっても利点はあるのではないだろうか。こういった点や、厳格な手続保障をした場合の訴訟コスト等を考えると、手続保障の点では一定程度簡易な方法を甘受することは考えていかななくてはならないように思う。

資料2にある二段階型の制度設計上の課題の は裏を返せばオプト・アウト型のメリットといえるのではないだろうか。特に にあるように二段階型で難しい共通争点のみを費用のあてもない手続追行主体が行うということは、制度ができた場合に機能しないようにも思われ、費用確保の点は重要と思われる。さらに、 にある被告の防御権について、なぜ課題となるのか理解できない。そもそも共通する争点を審理するのであるから個別の因果関係等は捨象して審理が進められていくのであり個別争点は問題とならないのではないだろうか。

確かに御指摘のような考え方は可能であると思うが、一段階目の審理の対象をどのようなものとするのかにもよるところがあり、抽象的に共通争点だけを確定するという場合に、それで被告の防御の観点からは問題がないのか、検討を要するのではないかという趣旨である。

費用確保について二段階型を採った場合に，二段階目の手続に手続管理人を関与させ，代表原告を手続管理人に選任することにして，二段階目にも代表原告を組み込むことでうまく機能させることができるのではないだろうか。

その点は原告適格を誰に与えるかによって議論は異なってくるのだろう。被害者や被害者集団に原告適格があれば，訴訟についてまた異なったインセンティブが作用するだろう。また，研究会の議論に資する意見や考えがあれば，次回研究会までに提出していただきたい。

先般行われた意見募集の結果はいつ頃我々に提示されるのだろうか。

現在内容を精査中であり，可能な時点で考えたいと思う。

最後に事務局から連絡事項。

以上

本議事要旨は議事の内容を，暫定版として事務局の責任で取りまとめたものであり，今後修正があり得ます。

<p>[問い合わせ先] 消費者庁 企画課 TEL: 03-3507-9252</p>
--